

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、男女がお互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現のため、「日南市男女共同参画社会づくり条例」第3条に規定する次の7つの基本理念に基づき策定します。

「日南市男女共同参画社会づくり条例」の基本理念

(1) 男女の人権の尊重

性別による差別的扱いを受けることなく、男性も女性も個人としての能力を発揮する機会を確保し、男女の個人としての人権を尊重しましょう。

(2) 社会における制度や慣行についての配慮

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男性も女性も社会における様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えていきましょう。

(3) 意志の形成や決定に参画する機会の確保

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意志の形成や決定に、共同して参画する機会を確保しましょう。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女がお互いの協力と社会の支援の下、子育てや介護などの家庭生活と、学習、仕事及び地域活動等が両立できるようにしましょう。

(5) 男女の生涯にわたる健康への配慮

男女がお互いの身体の特徴を理解し、その性を尊重するとともに、生涯にわたり心身ともに健康な生活を営むことができるようにしましょう。

(6) あらゆる分野における教育・学習の機会の確保

すべての人の生涯にわたり、あらゆる分野の教育において、男女共同参画社会に関する教育・学習の機会を確保しましょう。

(7) 国際的な取組との協調

国際社会における取組と密接な関係を保ち、国際理解及び国際協力の下に男女共同参画の推進が行われるよう配慮しましょう。

2 基本目標

条例の基本理念に基づいて、5つの基本目標を掲げ取り組んでいきます。

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
- (2) 男女がともに能力を発揮できる就業環境づくり
- (3) 誰もが安心して暮らせるための社会環境づくり
- (4) 男女共同参画社会の実現に向けた男女協働による地域づくり
- (5) 配偶者等からの暴力（DV）＊の根絶（日南市DV防止基本計画）



＊配偶者等からの暴力（DV）

ドメスティック・バイオレンス（DV）とも言われ、一般的には「夫や恋人等親密な関係にある、または過去にあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されている。ただし、親子間の暴力まで含めた意味で使用している場合もあるため、本計画では、「配偶者等からの暴力」という意味に使用している。